(国土交诵省)

		(国)	上交通省)	
制度	名	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長		
税	目	所得税		
要	る防災 建築物	5街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項 送街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の資産を譲渡して 別及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例 の適用期限(平成23年12月31日)を5年間延長する。	「防災施設	
望	00%)	の週用期限(十成 25 平 12 月 51 日) を 5 平间延長 9 る。		
Ø		条文】 始特別措置法第37条、第37条の4		
内				
容		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円)	
	(1) 政			
新	を強力	、火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区 コに促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の	区整備事業 D確保と土	
設		i理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。 i策の必要性		
•		『市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集し、細街路、行る)等公共施設の整備が不十分であること等により、地震等により		
拡	火災が	「発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地である。	. –	
充		₹善は喫緊の課題となっている。 ○ような密集市街地について、社会資本整備重点計画(平成21	年閣議決	
又	定)、1	住生活基本計画(平成18年閣議決定、平成21年変更)、都	市再生プ	
は		ロジェクト(第12次決定。平成19年都市再生本部決定)等において緊急整備の必要性が位置付けられ、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地について		
延		成 23 年度までに市街地の大規模な延焼を防止し、最低限の安全	全性を確保	
長		こととされているところである。 こで、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土均	也の合理的	
を	かつ健治	全な利用を図り、もって都市の再生を強力に推進するため、利	脱制上の特	
必	例措直 ある。	例措置を講じることにより、防災街区整備事業を強力に促進することが重要で ある。		
要				
٢				
す				
る				
理				
由				
ı				

今回の		政策はおいて、政策は対し、政策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	〇 国土交通省成長戦略(平成 22 年 5 月 17 日公表)において、「市街地環境の改善に資する住宅・オフィスビルの建替え促進に関し、地域の特性に応じ、全面道路幅員に係る緩和制度等の積極的活用について国から地方公共団体宛に明示するととに、街区の大型化による建替え促進のための総合設計制度の運用改善を行う」こととされている。 〇社会資本整備重点計画(平成 21 年閣議決定)、住生活基本計画(平成 18 年閣議決定)、都市再生プロジェクト(第 12 次決定。平成 19 年都市再生本部決定)等において、密集市街地の整備は重要な政策課題とされている。 政策目標 「4 水害等災害による被害の軽減」 施策目標 「11 住宅・市街地の防災性を向上する」 業績指標 「67 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約 8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合」
要望に関連・	合 理 性	政 策 の 達成目標	延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性*が確保されることを目指す。 ※ 最低限の安全性:市街地火災の際、避難困難者が生じず人的被害がほとんど生じない水準(不燃領域率**が40%以上であること。) ※※ 不燃領域率:幅6メートル以上の道路、短辺 40 メートル以上かつ面積 1,500 平方メートル以上の公園等、耐火建築物の敷地の合計面積が地区全体面積に占める割合
する事項		租税特別措置の適用又は延長期間同上の期間中の達標	5年間 延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能 性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性が確保されることを目指す。 重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールにおける最低 限の安全性確保の取組については、任意の建替え等が容易な地
		政策目標の 達 成 状 況	区を中心に約 35% (H19 度実績値) の進捗が見られるところである。しかし、残された約 65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく輻輳している等の隘路を抱えていることから、防災街区整備事業の活用等、より一層の取組みの加速が求められている。

			7 (事業者)
	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	へ(事業者) 本特例措置は、防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者に対し適用されるものであり、特定の者への偏りはない。
	性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立に は、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、事 業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる。
		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	防災街区整備事業における保留床の取得に関する支援措置は本 特例のみである。
		要望の措置 の 妥 当 性	密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であることから、事業参加者の負担軽減を図り、保留床の処分を円滑にするための特例措置として、的確かつ必要最小限の措置である。
まれて で の ま	これをごり	租税特別 措 置 の 適用実績	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
		前回要望時 の達成目標	延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールについて、今後 10 年以内に最低限の安全性を確保する。
		前回要望時からび目ではいるではない。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組については、任意の建替え等が容易な地区を中心に約 35% (H19 度実績値)の進捗が見られるところである。しかし、残された約 65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく錯綜している等の隘路を抱えていることから、防災街区整備事業の活用等、より一層の取組みの加速が求められている。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。

これまでの 要 望 経 緯 平成 16 年 創設 平成 18 年 延長

(国土交诵省)

			(国土交通省)	
制	度	名	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	
税		目	法人税	
要望		る防災行建築物	街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項に規定す 街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の資産を譲渡して防災施設 及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例(繰延割合 の適用期限(平成 23 年 12 月 31 日)を 5 年間延長する。	
o o		【関係纟 租税物	条文】 特別措置法第65条の7、第65条の9	
内				
容			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (―百万円)	
Н		(1) 政分		
新		特に大きを強力し	火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。	
設・		(2) 施贫	策の必要性	
拡		が多い	市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集し、細街路、行き止まり路 等公共施設の整備が不十分であること等により、地震等によりいったん 発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その	
充			善は喫緊の課題となっている。	
又			ような密集市街地について、社会資本整備重点計画(平成21年閣議決	
は			住生活基本計画(平成18年閣議決定、平成21年変更)、都市再生プ クト(第12次決定。平成19年都市再生本部決定)等において緊急整	
延		備の必要性が位置付けられ、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地については、平成 23 年度までに市街地の大規模な延焼を防止し、最低限の安全性を確保		
長		するこ	ととされているところである。	
を		-	で、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的 全な利用を図り、もって都市の再生を強力に推進するため、税制上の特	
必		例措置:	を講じることにより、防災街区整備事業を強力に促進することが重要で	
要		ある。		
٤				
す				
る				
理				
由				

今回の要		政に政位ない。そのでは、本のでは、本のでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま	〇 国土交通省成長戦略(平成 22 年 5 月 17 日公表)において、「市街地環境の改善に資する住宅・オフィスビルの建替えを促進するため、木造密集市街地における住宅等の建替え促進に関し、地域の特性に応じ、全面道路幅員に係る緩和制度等の積極的活用について国から地方公共団体宛に明示するとともに、街区の大型化による建替え促進のための総合設計制度の運用改善を行う」こととされている。 〇社会資本整備重点計画(平成 21 年閣議決定)、住生活基本計画(平成 18 年閣議決定)、イ生活基本計画(平成 18 年閣議決定)、全生活基本計画(平成 19 年都市再生本部決定)等において、密集市街地の整備は重要な政策課題とされている。 政策目標 「4 水害等災害による被害の軽減」 施策目標 「11 住宅・市街地の防災性を向上する」業積指標 「11 住宅・市街地の防災性を向上する」業積指標 「167 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約 8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合」 延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性※が確保されるこ
望に関連す	合理性	政 策 の 達成目標	とを目指す。 ※ 最低限の安全性:市街地火災の際、避難困難者が生じず 人的被害がほとんど生じない水準(不燃領域率**が 40%以上であること。) ※※ 不燃領域率:幅6メートル以上の道路、短辺 40 メート ル以上かつ面積 1,500 平方メートル以上の公園等、耐火 建築物の敷地の合計面積が地区全体面積に占める割合
する 事 項		租置は一同中目 策成 日本 の 別 で の 別 で の 別 で の 別 で の 別 で の 別 の 別 の	5年間 延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地8,000 ヘクタールについて、平成23年度までに最低限の安全性が確保されることを目指す。 重点的に改善すべき密集市街地8,000 ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組については、任意の建替え等が容易な地区を中心に約35%(H19度実績値)の進捗が見られるところである。しかし、残された約65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく輻輳している等の隘路を抱えていることから、防災街区整備事業の活用等、より一層の取組みの加速が求められている。

有効性	要 増 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	13 (事業者) 本特例措置は、防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者に対し適用されるものであり、特定の者への偏りはない。 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	_
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	防災街区整備事業における保留床の取得に関する支援措置は本特例のみである。
	要望の措置 の 妥 当 性	密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であることから、事業参加者の負担 軽減を図り、保留床の処分を円滑にするための特例措置として、的確かつ必要最小限の措置である。
これまでの	租税特別 措 置 の 適用実績	なし
3租税特別措置 1	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
適用実	前回要望時 の達成目標	延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能 性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールにつ いて、今後 10 年以内に最低限の安全性を確保する。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 からの達し 度及び目標 に達して ない場合の 理	重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組については、任意の建替え等が容易な地区を中心に約 35% (H19 度実績値)の進捗が見られるところである。しかし、残された約 65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく錯綜している等の隘路を抱えていることから、防災街区整備事業の活用等、より一層の取組みの加速が求められている。 なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。

これまでの 要 望 経 緯 平成 16 年 創設 平成 18 年 延長